

平成20年度 第2回茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

- 1 日 時 平成21年2月23日(月) 10:00～
- 2 場 所 茨城労働総合庁舎2階会議室
- 3 委 員 (敬称略)

委員長	横山 哲郎	横山会計事務所	公認会計士、税理士
委員	木島千華夫	木島法律事務所	弁護士
委員	文堂 弘之	常磐大学国際学部	准教授 博士(経営学)
- 4 審議対象期間
平成20年7月1日から平成20年12月31日契約締結分
- 5 審査契約件数
 - ・公共工事【競争入札によるもの】

審査対象件数	: 3件
審議件数	: 3件
 - ・公共工事【随意契約によるもの】

審査対象件数	: 0件
審議件数	: 0件
 - ・物品・役務等【競争入札によるもの】

審査対象件数	: 9件
審議件数	: 4件
 - ・物品・役務等【随意契約によるもの】

審査対象件数	: 0件
審議件数	: 0件
- 6 委員からの意見・質問に対する回答等

公共工事【競争入札によるもの】：常総公共職業安定所改修工事	
意見・質問	回答
<p>工事の設計監理を専門業者に委託していますが、これは随意契約によるものですか。</p> <p>業者によって入札金額に800万円近い差がありますが、何が原因だと思われますか。</p>	<p>設計監理については予定価格が100万円以内であったことから随意契約としました。契約に際しては、実施可能と思われる3者より見積書を徴し、最低価格であった業者を選定しました。</p> <p>入札に参加した4者のうち落札金額に近かった2者については、以前当局が実施した同様の改修工事の入札に参加した実績があることから、ある程度今回の予定価格の予想が立てやすかったのではないかと思います。</p>
<p>設計監理委託の随意契約については、価格のみから選定したものでですか。</p> <p>設計監理業者の作成した工事費の見積内訳について、直接工事費に地区別補正として0.8を乗じていますが、この値に何か根拠はありますか。</p> <p>予定価格の基礎となった工事費の見積りについて、他者の見積りとの比較等は行なっていますか。</p> <p>実際に工事を落札した業者が作成した見積書と設計監理業者の作成した見積書を比べると、内訳の金額にかなり差がある部分があります。見積りの仕方によっては金額が大きく変わってくることもあると思われるので、可能であれば、予定価格積算に際し他者の見積りと内容の比較をする視点も必要なのではないかと思います。</p>	<p>そうです。</p> <p>業者に確認したところでは、直接工事費は東京都を基準としたものであるため、賃金格差などを考慮して0.8を乗じたとのことです。</p> <p>工事費の見積りは、設計監理業者が決定後に、決定した業者が作成したものであるため、他者から工事費の見積りは徴していません。</p> <p>検討いたします。</p>
<p>入札は紙入札で行なったのですか。電子入札は行なわないのですか。</p>	<p>このときは紙入札で行ないましたが、現在は原則電子入札で行なうこととしております。</p>

<p>公明な入札のためにも電子入札を利用できるようにした方が望ましいと思います。</p>	<p>わかりました。</p>
<p>設計監理業者との契約に際し秘密保持の条項は入れたのですか。</p>	<p>秘密保持の条項は入れてあります。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

公共工事【競争入札によるもの】：水戸公共職業安定所玄関庇改修工事	
意見・質問	回答
<p>落札率が競争入札にも関わらず99.53%であるのは何が原因と思われますか。小規模の工事なので見積もりの積算に差が出る余地がないということなのでしょうか。</p>	<p>原因は分かりませんが偶然ではないかと思えます。</p>
<p>工事仕様書に添付された図面は誰が作成したのですか。</p> <p>職員がこのような仕様書を作成することもあるのですか。</p> <p>前の案件では工事の設計監理を専門業者に委託していますが、業者に委託する判断基準のようなものがあつたほうが良いのではないかと思います。</p> <p>また、予定価格を積算する際に参考とした基礎資料が少々古いようですが、数値の変動もあると思いますので出来るだけ最新の資料を使用するようにした方が良いと思います。</p>	<p>職員が作成したものです。</p> <p>小規模の工事の場合は職員が作成することが多いです。</p> <p>検討いたします。基礎資料については最新のものを購入予定です。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

公共工事【競争入札によるもの】：高萩公共職業安定所改修工事	
意見・質問	回答
<p>設計監理を常総公共職業安定所のとくと同じ業者に委託していますが、これも数者の見積り合わせによる随意契約ですか。</p> <p>同じ専門業者が受託するケースは多いのですか。</p> <p>見積り合わせをする業者はどのような基準で選定しているのですか。</p> <p>設計にあたっては、労働局から具体的な仕様の提示をするのですか。</p>	<p>そうです。</p> <p>このケースの場合、建物や工事の規模・内容が似通っていたため、2度目はある程度コストを押さえることができたのかもしれませんが。</p> <p>基準は特に定めていませんが、地元で施工可能と思われる業者を複数ピックアップしています。</p> <p>行ないます。</p>
<p>設計監理委託の随意契約については、価格のみから選定したのですか。</p> <p>他の2者から設計書を徴することはしないのですか。</p> <p>可能であれば他の業者からも設計書を出させて内容を比較した方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>そうです。</p> <p>していません。設計監理委託業者を決定した上で設計書の作成を行なっています。</p> <p>検討いたします。</p>
<p>これまでの案件をみると、公共工事が減らされて建設業者が苦しいといわれている中で、入札への参加企業が少ないような気がします。参加が多いほど客観性が高まるものと思いますので、可能であれば参加資格に該当する業者がどのくらいあるのか把握して、業者の数に比べて参加が少ないのであれば公告の方法や期間、あるいは工期についても閑散期に実施するなど工夫をしても良い</p>	<p>検討いたします。</p>

<p>のではないのでしょうか。</p> <p>参加資格について、労働保険、社会保険料の未納が無いことを条件としていますが、行政として未納者を減らしていくという考えに基づくものであれば、保険料以外に税金の未納がないことも条件にしてはどうでしょうか。逆に県や水戸市などの入札の参加資格にも労働保険、社会保険の条件を入れてもらい、相互に未納者を減らしていくという考えもあるのではないのでしょうか。</p>	<p>検討いたします。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

<p>物品・役務等【競争入札によるもの】：平成20年度第2・四半期事務用品（コピー用紙）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札への参加業者が1 者のみですが何が原因と思われますか。</p> <p>予定価格と落札金額に開きがあるのは何故ですか。</p>	<p>県内全ての出先機関へ直接納品とする条件が難しいということ問合せがあった他の業者から聞いております。通常の消耗品については、労働局に一括納入のうえ職員が仕分けし県内の各署所に送付していますが、コピー用紙は使用量が膨大なため、各署所に直接納品する契約としました。</p> <p>予定価格の算定について、過去の事務用品全般の値引率で算定したためと思われます。</p> <p>また、コピー用紙の古紙パルプ配合率について、従来、政府の環境基準により配合率100%の用紙を購入していましたが、この当時古紙パルプ配合率の偽装問題があり、配合率の低い用紙を購入せざるを得ない状況であったため、結果的により低価格での購入となりました。</p>
<p>入札参加業者が少ないのは公告期間が短かったことも原因ではないのでしょうか。</p>	<p>先ほど申しましたとおり環境基準の問題があり、本省からの指示を待っていたこともあり結果として公告期間が短くなってしまいました。</p>

<p>公告期間をできるだけ長くするようにしないと業者側の準備期間も確保できないのではないかと思います。</p>	<p>た。</p> <p>できるだけ公告期間を長くとるようにしたいと思います。</p>
<p>公告方法はホームページへの掲載のみですか。</p> <p>文房具業者の組合のようなものはないのですか。</p>	<p>庁舎の掲示板へ掲示するほか、関係業者に声をかけて入札参加を促すなどしています。</p> <p>探してみたいと思います。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

<p>物品・役務等【競争入札によるもの】： ひたちなか市地域職業相談室求人自己検索システム周辺機器賃貸借及び保守契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>閲覧端末は日立公共職業安定所から移設したとのことですが、日立所の契約はどのようになったのですか。</p> <p>日立所の契約業者はどこですか。</p>	<p>閲覧端末の賃貸借契約は、当初の契約をそのまま継続しています。この案件では、閲覧端末を稼働させるためのサーバ及び管理端末等周辺機器の賃貸借及び保守契約となります。</p> <p>今回契約と同じ業者です。</p>
<p>競争入札としていますが、今回落札した業者以外の業者が落札した場合、システムの運用上問題があるのではないですか。</p>	<p>ソフトウェアについては互換性の問題等があると思いますが、ハードウェアのリースはこの業者でも可能だと考え競争入札としました。</p> <p>随意契約は極力なくしていくという政府の方針もあり、競争入札可能なものはできる限り入札によることとしています。</p>

<p>実質的に他者が入ることが難しい案件では、まず始めに方針ありきではなく、案件ごとにどうするかを判断すべきではないでしょうか。随意契約として交渉することで競争入札によるよりも安くできる場合もあると思います。</p>	<p>今後検討いたします。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

<p>物品・役務等【競争入札によるもの】：平成20年度下半期就職支援セミナー</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>予定価格の積算と業者の見積りは別々に行なわれているにも関わらず落札率が99.98%となっていますが、予定価格の積算方法は適正だったのでしょうか。</p>	<p>今回の予定価格の積算に際しては、過去の契約実績を基礎としており、落札業者は前年度も受託していることから予定価格を予想しやすかったのではないかと思います。</p>
<p>予定価格の積算にあたり、前回受託した業者に交通費の割合を聞いているようですが、場合によっては客観的に見て疑問を持たれる可能性があるため、今後十分な検討が必要と思われます。</p> <p>セミナーの委託契約ということですが、業者側が企画内容等を検討するには公告期間が短いのではないかと思います。</p> <p>また本件の場合、価格だけでなく内容が重要になってくるといって他の物品役務調達と性質が多少異なると思いますので、前回の企画内容を公表するなど積極的に情報開示をして、他社が参加しやすい環境を作らないと、入札への参加企業が集まらないだけでなく、質の低下も招いてしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後改めます。</p> <p>検討いたします。</p>

<p>この就職支援セミナーというのはいつ頃から行なっているのですか。</p> <p>当初から競争入札だったのですか。</p> <p>このようなセミナーを他の業者が受託する可能性はあるのですか。</p> <p>競争入札にするのであれば、例えば講師の手配と会場の確保などの役務内容を分割して、他社が参加しやすくする必要があるのでないかと思います。</p>	<p>5 年位前からです。</p> <p>当初は随意契約でした。</p> <p>前回は1 者のみの参加であったため近隣の労働局に状況を確認しましたが、東京労働局でも2 者しか参加がなかったとのことでした。以前複数の会社から問合せを受けたこともありましたが、県内全てを網羅するという条件からか今回も参加が1 者のみの状況でした。</p> <p>検討いたします。</p>
<p>予定価格の積算の前に、別契約においてガソリン単価の変更契約を結んでいます。これは事前に業者が把握しうるものなのですか。</p>	<p>変更契約の内容は公表しておりませんので、業者は知り得ません。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	

<p>物品・役務等【競争入札によるもの】： 茨城労働局給与等システム機器購入及び平成20年度保守契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>2 ヶ月の保守契約とのことですが、来年度は新たに競争入札で業者を決めるのですか。</p> <p>求人自己検索システムはリース契約としていたのに対して、このシステムは購入していますが、リースと購入の違いはなんですか。</p>	<p>その予定です。</p> <p>求人自己検索システムについては、国庫債務負担行為という長期契約できる予算の形態となっていますが、給与システムについては予算の形態上単年度契約しかできないためこのような契約となっています。</p>

<p>購入する機器について、仕様書にカシオ製の機器を指定していますが、カシオ製である必要はあるのですか。</p> <p>契約したのは京都府所在の会社ですが、保守業務に支障はないのですか。県内の保守業者と再委託契約をしているということはないのですか。</p> <p>この機器は他の労働局でも使用しているものですか。</p> <p>実質的に他の業者ではできないということではないのですか。</p>	<p>これまでカシオ製品を使用しており、別製品とした場合余計な費用が発生してしまうことからこのような仕様としました。</p> <p>保守業者に再委託されており、再委託届が提出されています。</p> <p>全国同一です。</p> <p>他の労働局の状況を確認したところ、1局のみですが他の業者が落札したと聞いています。</p> <p>政府全体の方針としてシステム最適化という計画があり、給与システムも現在は労働局に特化したシステムとなっているため各局が契約するという形式をとっていますが、数年後には政府統一のシステムが導入される予定となっています。</p>
<p>本事案は、適正とします。</p>	